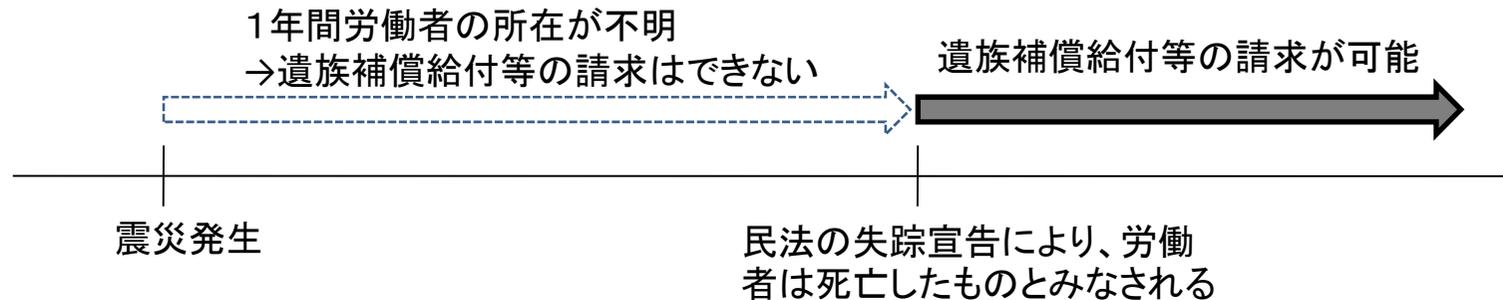


労災保険の死亡に係る給付の支給に関する特例措置について

1 従前の取扱い

震災により行方不明となった労働者の所在が1年間明らかでなく、民法の失踪宣告により死亡とみなされた場合、労災保険の遺族補償給付等の請求が可能（1年間は、遺族補償給付等を請求することはできない。）。



2 対応内容

震災により行方不明となった労働者の遺族が早期に生活を再建できるよう、特例を設け、3か月（※）で遺族補償給付等の請求を可能とするよう「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日公布・施行）」において措置を行った。

